

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2021年（令和3年）6月28日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) MEGAドン・キホーテ松永店
所在地 福山市柳津町一丁目5番7号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

(ア) 第一駐車場 (店舗北側)	32台	
(イ) 第二駐車場 (店舗東側)	34台	
(ウ) 第三駐車用 (店舗3階)	220台	
(エ) 第四駐車用 (店舗4階)	161台	
(オ) 第五駐車用 (店舗屋上階)	229台	合計676台

(変更後)

(ア) 第一駐車場 (店舗北側)	31台	
(イ) 第二駐車場 (店舗東側)	9台	
(ウ) 第三駐車用 (店舗3階)	193台	
(エ) 第四駐車用 (店舗4階)	162台	
(オ) 第五駐車用 (店舗屋上階)	189台	合計584台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社長崎屋	}	開店時間	午前9時00分
その他小売業者		閉店時間	午後9時30分

(変更後)

株式会社長崎屋	}	開店時間	午前7時00分
その他小売業者		閉店時間	翌午前2時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| (ア) 第一駐車場 (店舗北側) | } | 午前8時30分～午後10時00分 |
| (イ) 第二駐車場 (店舗東側) | | |
| (ロ) 第三駐車用 (店舗3階) | | |
| (ハ) 第四駐車用 (店舗4階) | | |
| (ニ) 第五駐車用 (店舗屋上階) | | |

(変更後)

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| (ア) 第一駐車場 (店舗北側) | } | 午前6時30分～翌午前2時30分 |
| (イ) 第二駐車場 (店舗東側) | | |
| (ロ) 第三駐車用 (店舗3階) | | |
| (ハ) 第四駐車用 (店舗4階) | | |
| (ニ) 第五駐車用 (店舗屋上階) | | |

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

- | | | |
|-------------------|-----|----------------------|
| (ア) 第一駐車場 (店舗北側) | 3箇所 | 出入口ア, イ, ウ (別途図面3-1) |
| (イ) 第二駐車場 (店舗東側) | 3箇所 | 出入口エ, オ, カ (別途図面3-1) |
| (ロ) 第三駐車用 (店舗3階) | } | 1箇所 出入口キ (別途図面3-1) |
| (ハ) 第四駐車用 (店舗4階) | | |
| (ニ) 第五駐車用 (店舗屋上階) | | |

(変更後)

- | | | |
|-------------------|-----|----------------------|
| (ア) 第一駐車場 (店舗北側) | 3箇所 | 出入口ア, イ, ウ (別途図面3-2) |
| (イ) 第二駐車場 (店舗東側) | 1箇所 | 出入口エ (別途図面3-2) |
| (ロ) 第三駐車用 (店舗3階) | } | 1箇所 出入口オ (別途図面3-2) |
| (ハ) 第四駐車用 (店舗4階) | | |
| (ニ) 第五駐車用 (店舗屋上階) | | |

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前6時00分～午後7時00分

(変更後)

午前6時00分～午後10時00分

3 変更年月日

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 | 2022年(令和4年)2月22日 |
| (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | 2021年(令和3年)8月30日 |

4 変更する理由

施設営業計画の変更ため

5 届出年月日

2021年(令和3年)6月21日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2021年（令和3年）6月28日から同年10月28日まで

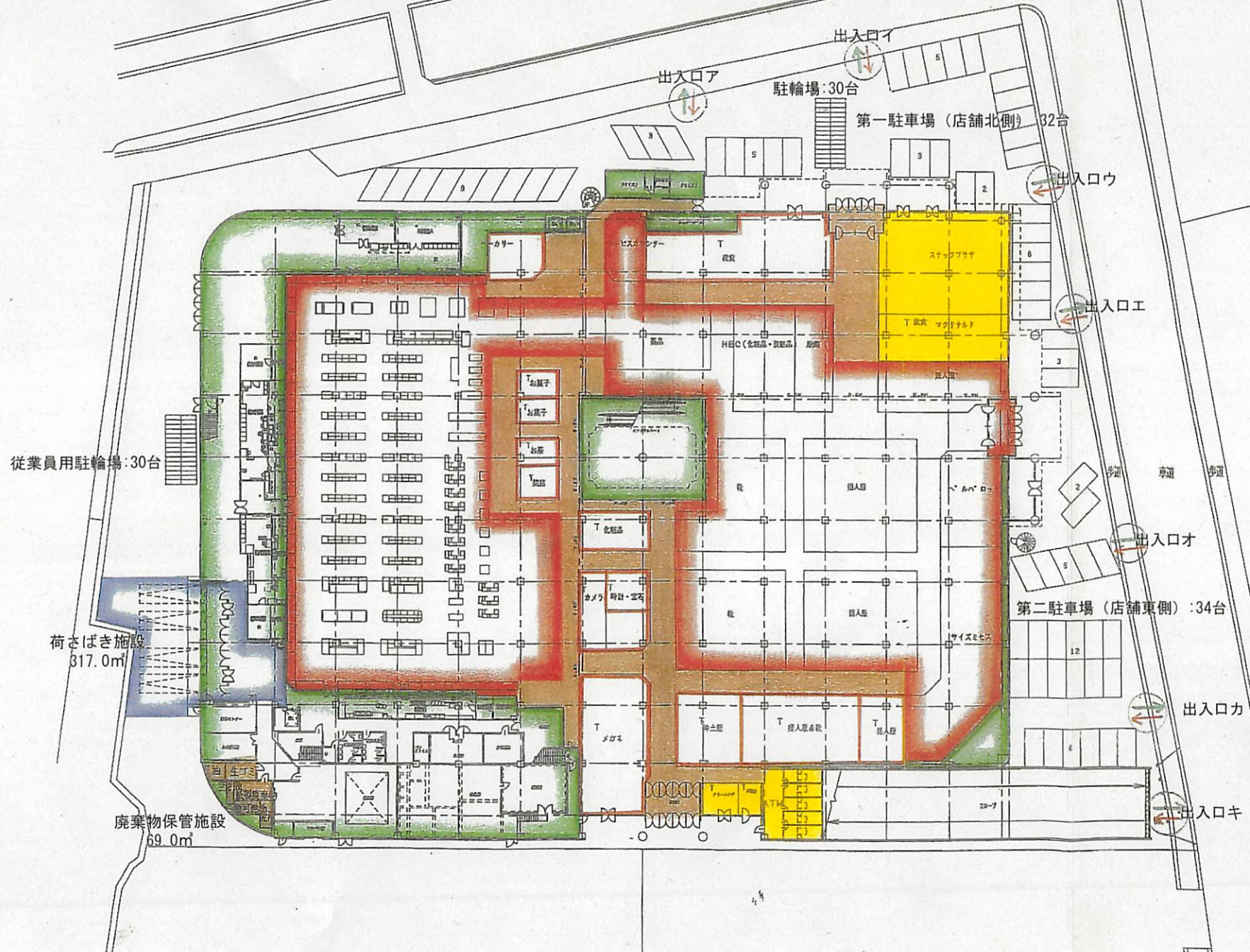
7 意見書の提出

(1) 提出期限

2021年（令和3年）10月28日

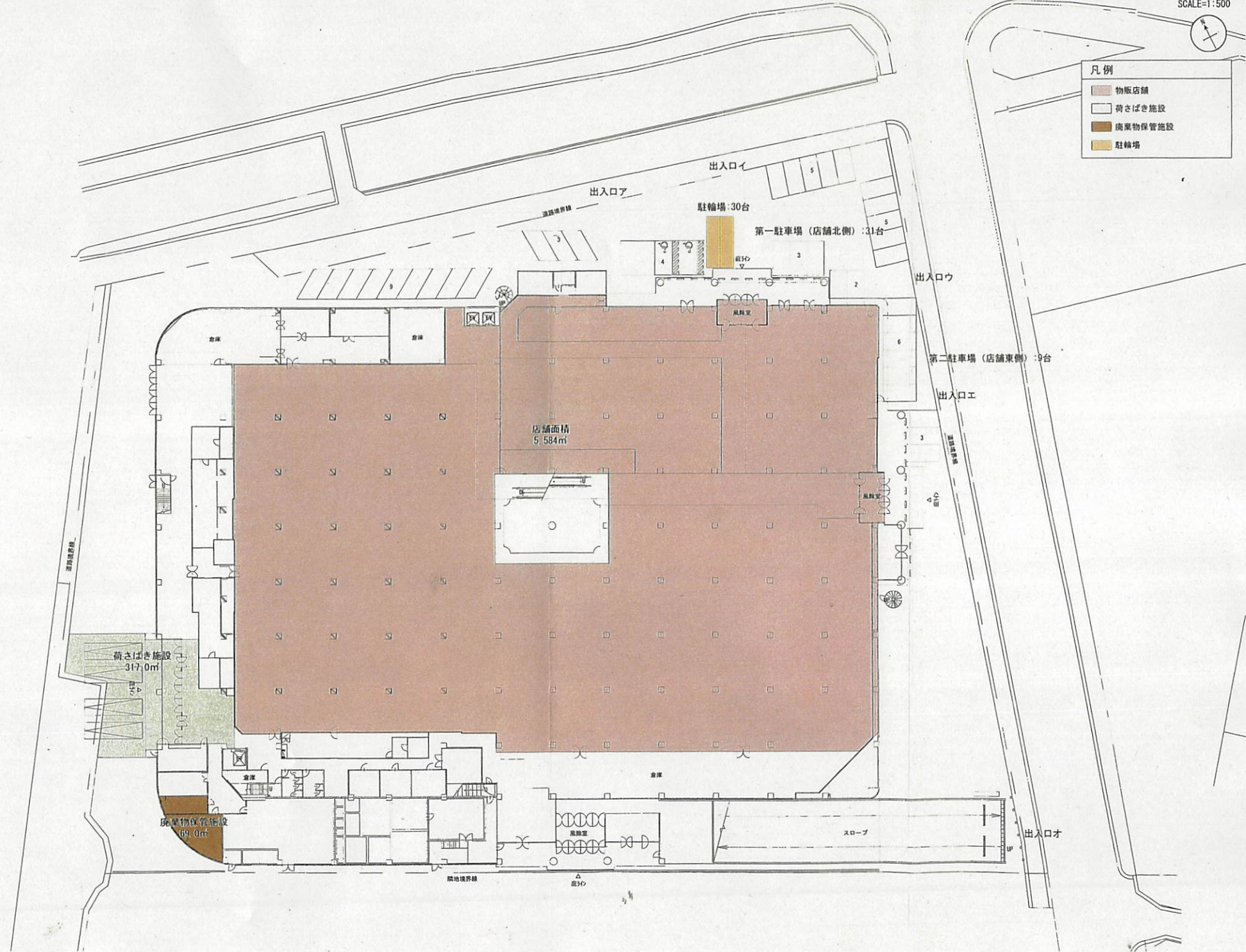
(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課



図面 3-2 建物配置図及び1階平面図 (変更後)

SCALE=1:500



凡例

	物販店舗
	荷さばき施設
	廃棄物保管施設
	駐輪場